

音楽・ブランドにこだわるなら

著作権や商標権などの知的財産権の種類やルールについて学びます。教材では、高校生に身近なインターネットの違法サイトからの音楽のダウンロードや違法コピー、偽ブランド品を取り上げました。

(1) 知的財産権の種類と例



(2) 著作権法の改正〔平成22(2010)年1月施行〕

改正著作権法では、違法なサイトと知りながら音楽や映像をダウンロードする行為を禁止しています。

※違反した場合の罰則なし

また、違法な複製物と知りながらネットオークションなどに出品する行為も禁止しています。

※違反した場合、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又は併科

(3) 著作物利用のルール

①他人の著作物を利用する場合は、著作権者(管理団体、遺族の場合あり)に「許諾」を求める必要があります。

※許諾の必要のない例外的な利用例

- ・ 私的な利用
- ・ 教育機関での利用(経済的な利益を侵害しない範囲での利用)
- ・ 非営利、無料、無報酬での上映

②著作権の保護期間は、著作者の死後50年(映画は公表後70年)です。

(特許権は原則20年、商標権は原則10年で更新可)

③著作権を侵害すると、著作権者や被害者から告訴されます。著作者名を偽った販売やコピー防止解除装置の販売などの場合は、告訴なしで刑事訴訟になります。

※著作権法違反は10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下の罰金)

(特許権、実用新案権、商標権も同様で、実用新案権は5年以下の懲役又は500万円以下の罰金)

(4) 知的財産権(著作権・商標権など)に関わるトラブルについてさらに調べるには

- ・文化庁(著作権) <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/>
- ・著作権情報センター http://www.cric.or.jp/qa/sodan/sodan1_qa.html
- ・不正商品対策協議会 <http://www.aca.gr.jp/>
- ・税関による知的財産侵害物品の取締り <http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/>

■授業展開例(6)「知的財産権と違法コピーを考えよう」

<学習のねらい>

- ① ネット通販やネットオークションなどで知的財産権を侵害している違法なコピー商品の取引が問題となっていることを知る。
- ② 知的財産権を侵害しないで適切に著作物などを利用する方法を身につける。

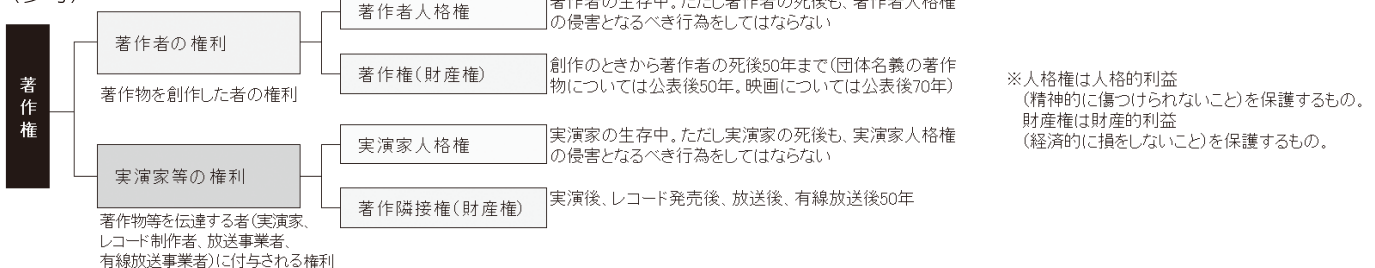
<授業展開例>

過程	主な学習活動	指導上の留意点・教材のページ
導入	○著作権や商標権といった知的財産権に関してどんな問題・トラブルが起きているか関心をもつ。	・通常の音楽サイトからのダウンロードと、違法なサイトからのファイルのダウンロードの拡大図を作成して提示する。 ※教材p.23を参照
展開	○インターネットからの音楽や映像などのダウンロードに関する著作権について知る。 ○携帯型プレイヤーで音楽を聴いたり映像を見たりするとき、CDを買ったり、インターネットからダウンロードしたものを私的な利用であれば複製をすることが認められていることを知る。 ○違法なサイトからのダウンロードが著作権者の権利を侵害している現状(使用許諾がなく、著作権料も支払われていない)とその問題点について、オンライン・ビデオを見て考える。 ○違法なサイトからのダウンロードが改正著作権法で禁止されたことを確認し、違法サイトの見分け方と著作物の適切な利用法について考える。 ・正規なサイトからダウンロードすればよい ・違法なサイトでも無料だったら自分ならやってしまうかもしれない など ○ネットオークションなどで偽ブランド品が取引されている問題を確認し、ブランド品が持つ意味やブランドが商標権として守られる権利であることを知る。 ○ブランド品の本物と偽物を実物や写真で見ながら比較し区別してみる。 ○ネット通販やネットオークションで被害にあわないための対策を考える。 ・信頼のおけるサイトか ・出品者のコメントや評価 ・支払方法 などの確認	・著作権法の改定を知らせる政府のインターネットテレビを視聴する。 http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2824.html ・著作権者の許諾の必要がない例外的な利用について紹介する。 ※教材p.24を参照 ・違法なサイトかどうかの見分け方として、「エルマーク」を紹介する。 ・他人の著作物を利用するときの注意と著作物の「自由利用マーク」を紹介する。 ※教材p.24を参照 ・不正商品対策協議会や税関のWebサイト・資料を活用する。 ・ネット通販、ネットオークションでのトラブルについてはネットトラブルのページを参照する。 ※教材p.21を参照
まとめ	○違法コピーが流通しないために、私たちが気をつけなければならないことを考える。	・本日の学習の振り返り、成果を確認する

ワークシート⑥の解答例

- 1 (1)①人格、②財産、③著作隣接、(2)④特許、⑤実用新案、⑥意匠、⑦商標
2 教材23ページを参照 3 教材24ページ、手引き23ページを参照 4 教材24ページを参照 5 略

<参考>



ワークシート⑥

年 組 番()

知的財産権と違法コピーについて考えよう

1 知的財産権として守られる権利について、以下の空欄を埋めて整理しよう。

(1) 著作権 登録は不要。文化庁が管轄

- | | | |
|---|---|------------------------------|
| ① | 権 | …人に所属する権利 意に反した改変をされない権利など |
| ② | 権 | …財産に関する権利 無断でコピー(複製)されない権利など |
| ③ | 権 | …実演家、レコード会社や放送局などがもつ権利 |

(2) 産業財産権 登録が必要。特許庁が管轄

- | | | |
|---|---|---------------------------|
| ④ | 権 | …発明に関する権利 |
| ⑤ | 権 | …物品の形状などの考案に関する権利 |
| ⑥ | 権 | …工業デザイン・模様に関する権利 |
| ⑦ | 権 | …商品やサービスをあらわすマークの使用に関する権利 |

(3) その他 半導体回路配置、種苗の品種(種苗法)、商号など

2 違法なサイトから音楽を無料でダウンロードすると誰にどのような影響を及ぼすと考えられるか書いてみよう。

3 他人の著作物を利用するとき気をつけるルールとは何か書いてみよう。

4 偽ブランド品を買うと誰にどのような影響を及ぼすと考えられるか、書いてみよう。

5 違法コピー商品が流通しないために消費者としてできることを書こう。